

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	西方地区	令和3年3月17日	令和5年1月5日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	290.35 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	161.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	141.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	49.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2 ha
(備考)	
その他情報(耕地面積に対する割合)	
荒廃農地30.7ha(10.6%)	
田 58.25ha(20.0%)(うち荒廃農地 11.3ha/田面積に対する割合 19.7%)	
畑 232.10ha(80.0%)(うち荒廃農地 19.7ha/畑面積に対する割合 11.3%)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・西方地区の茶園整備状況は、北部を中心に圃場整備事業を活用して整備した茶園と、山間部を開墾した茶園が存在する地域となっている。
- ・山間部は特に畑が山の中に点在しており、移動や管理に時間がかかる。造成した畑はまとめて法人が管理しているが、個人の細かい担い手がない。また、日当たりのよい畑が少ない。
- ・茶価が低迷している。安定した収入を確保できたうえで、後継者の育成を考えなくては。
- ・高齢化と担い手不足により荒廃した農地が増え始めており、集積・集約について考えていく必要がある。
- ・南部の河川周辺は水田地域となっている。住宅造成など農地転用される農地が多くなり、住宅に囲まれる農地が増え、道付き道路の確保が難しくなったり、集約化が難しくなっている。
- ・茶、米以外にも、地域に適した作物への転換を考える必要がある。
- ・高齢化が進んでおり、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定や後継者不明の農業者の耕作面積の方がはるかに上回り、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

収入が不安定→後継者不足→高齢化→耕作放棄→収量の減少→収入が不安定/このループになっている。どこから手を付ければよいかわからないが、最初は必ず痛みを伴うがその覚悟を持って当たらなくてはならない。ゆっくりとではあるが、西方地区の茶園利用については、地域の茶工場、現在の担い手への集約を図っていく。併せて、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れることにより対応していく。

西方地区内の水田利用は、水稻・野菜を栽培する中心経営体である認定農業者4経営体に集積、集約していく。
不足する担い手については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの促進、認定農業者以外の地域の農業者の営農継続を図ることにより、対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、800筆、616,495㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力をを行う。
- ・中心的経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、中心的経営体への貸付を進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・茶業経営の効率化を図るため、既に基盤整備を実施済みの地区においても、機械作業の効率化を図る茶園集積推進事業や茶園再編整備事業を活用を推進していく。
- ・水田や畑地でも、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るための基盤整備について、地域の話し合い等により意見が醸成された集落等で活用を検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

経営の安定化を図るため、野菜・筍等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

注: 「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行っていきます。